

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第八号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を次のように定め、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

1 国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M.1450-5 に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

1 IEEE802.11b

2 IEEE802.11a

3 IEEE802.11g

4 IEEE802.11n

5 IEEE802.11ac

6 IEEE802.11ad

7 IEEE802.11ax (Draft 1.0からDraft 4.0まで)

[※IEEE802.11ax Draft 5.0が策定された場合、「7 IEEE802.11ax (Draft 1.0からDraft 5.0まで)」に改める。また、IEEE802.11axが成立後、「7 IEEE802.11ax」に改める。]

11 Bluetooth SIGが定める標準規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1までのいずれかのもの

三 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、IEEE802.15.4

四 一般社団法人電波産業会が定める標準規格のうち、ARIB STD-T107又はARIB STD-T108

五 LoRa Allianceが定める標準規格のうち、LoRaWAN AS923

六 Sigfox S.A.が定める標準規格のうち、Sigfox RC3

七 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告G.9959に定める技術基準

八 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、IEEE802.15.4g

九 XGPフォーラムが定める標準規格のうち、A-GN6.00

十 欧州電気通信標準化機構が定める標準規格のうち、ETSI TS 103 357 Lfour family

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第四号の規定に基づき、無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法を次のように定め、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次のいずれかの措置を行うこと。ただし、確認を行う相当技術基準（法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準をいう。以下同じ。）が法第三章に定める技術基準である場合においては、二の措置に限る。

- 一 無線設備が、相当技術基準に適合している旨及び当該相当技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されている旨を、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の表示により確認すること
- 二 無線設備が、相当技術基準及び法第三章に定める技術基準に適合している旨をイに掲げる資格を有する無線従事者が確認し、無線局免許手続規則第三十一条の届出書にロに掲げる事項を記載する

こと

イ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士又は第一級アマチュア無線技士

ロ 次の各号に掲げる事項

- (1) 当該無線従事者の氏名
- (2) 当該無線従事者の免許証の番号
- (3) 確認した法第三章に定める技術基準の別
- (4) 当該無線設備の工事設計

○ 総務省告示第 号

平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正し、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>「一 略」</p> <p>一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第二項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M. 1457、M. 1581又はM. 2012に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>「1～9 略」</p> <p>三 二の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第二項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第二号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、次の各号に掲げる措置を行ったもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 次のいずれかの措置を行うこと</p> <p>(一) 無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M. 1457、M. 1581又はM. 2012に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されている旨を、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の表示により確認すること</p> <p>(二) 無線設備が二の各号に定める技術基準に適合している旨を第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する無線従事者が確認すること</p> <p>2 無線局免許手続規則第三十条の二第二項の書類に1の措置の具体的方法を記載すること</p> | <p>「一 同上」</p> <p>一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第二項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M. 1457、M. 1581又はM. 2012に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>「1～9 同上」</p> <p>「新設」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>  |   |

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の三の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十八号（電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正し、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>一 施行規則第六条第四項第四号(1)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、次に掲げる通信の用に供するもの</p> <p>[1、3 略]</p> <p>4 無線局(空中線電力が第一号(一)から四までに定めるものに限る、二・四帯親局及び二・四帯子局を除く。以下この号において同じ。)の通信の相手方が他の無線局のみである通信</p> <p>二 施行規則第六条第四項第四号(3)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五帯子局(五帯親局(五、一五〇㎞を超え五、三五〇㎞以下又は五、四七〇㎞を超え五、七三〇㎞以下の周波数の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。)に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。)の通信の相手方が五帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)である通信の用に供するもの</p> <p>[1、3 略]</p> <p>[三 略]</p> | <p>一 [同上]</p> <p>[1、3 同上]</p> <p>4 無線局(空中線電力が第一号(一)から四までに定めるものに限る。以下この号において同じ。)の通信の相手方が他の無線局のみである通信</p> <p>二 施行規則第六条第四項第四号(3)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、五帯子局(五帯親局(五、一五〇㎞を超え五、三五〇㎞以下又は五、四七〇㎞を超え五、七三〇㎞以下の周波数(複数の電波を同時に使用する場合は総務大臣が別に告示する周波数に限る。)(総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。)の電波を使用する無線局であつて、一の通信系の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うものをいう。以下同じ。)に制御される無線局であつて、空中線電力が次のいずれかのものをいう。)の通信の相手方が五帯親局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)である通信の用に供するもの</p> <p>[1、3 同上]</p> <p>[三 同上]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |  |

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を次のように定め、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件は、次のいずれの条件にも適合することとする。

- 一 次に掲げる措置その他の、無線局の無線設備が第四条の規定に違反して開設される無線局に使用されることのないようにする措置を行っていること。
  - イ 当該無線設備について、法第三章に定める技術基準への適合が確認されておらず、法に定める特別な条件の下でのみ使用が認められており、当該条件に違反して当該無線設備を使用することは、法に定める罰則その他の措置の対象となる旨の案内を、当該無線設備に表示すること。
  - ロ 当該無線局に係る実験等（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査をいう。以下同じ。）に参加する者にイの案内を行い、かつ、当該実験等の終了時に当該無線設備を回収できるようにすること。

二 施行規則第六条第四項第二号(1)四に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、周波数及び空中線電力が次の表に掲げるいずれかのものであること。

| 周波数  | 空中線電力   |
|--|---|
| 中心周波数が九一六 MHz 以上九二八 MHz 以下の周波数であつて、九一六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものに限る。）   | 一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。 |
| 中心周波数が九二〇・六 MHz 以上九二八 MHz 以下の周波数であつて、九二〇・六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行うものに限る。） | 〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。                      |

三 一、八九七・四 MHz、一、八九九・二 MHz 及び一、九〇一 MHz の周波数の電波を使用する無線局（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇 kHz のものに限る。）並びに一、八九九・一 MHz

の周波数の電波を使用する無線局にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。

イ 主として同一の構内において固定して使用されるものであつて、占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇 kHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇 kHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下であること。

ロ 主として同一の構内において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワット以下であること。

四 施行規則第六条第四項第四号(1)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。

イ 周波数ホッピング方式（直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を含む。）を用いる送信装置であつて、二、四二七 MHz以上二、四七〇・七五 MHz以下の周波数の電波を使用するものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一 MHzの帯域幅における平均電力が三ミリワット以下であること。

ロ スペクトル拡散方式を用いる送信装置であつて、イに該当しないものの空中線電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、一 MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

ハ 直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、イに該当しないものの空中線電力は、変

調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、次のいずれかであること。

(1) 占有周波数帯幅が二六 MHz 以下の送信装置の場合は、一 MHz の帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(2) 占有周波数帯幅が二六 MHz を超え四〇 MHz 以下の送信装置の場合は、一 MHz の帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

ニ イ、ロ及びハ以外の送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

五 施行規則第六条第四項第四号(3)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。

イ 直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置の空中線電力は、一 MHz の帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

ロ 振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置の空中線電力は、一〇ミリワット以下であること。

ハ 直交周波数分割多重方式を使用する送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

| 占有周波数帯幅 | 空中線電力 (注) |
|---------|-----------|
|---------|-----------|

|   |             |
|---|-------------|
| ア 二〇 MHz 以下   | 一〇ミリワット以下   |
| イ 二〇 MHz を超え四〇 MHz 以下   | 五ミリワット以下    |
| ウ 四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下（オに掲げる場合を除く。）                                | 二・五ミリワット以下  |
| エ 八〇 MHz を超え一六〇 MHz 以下  | 一・二五ミリワット以下 |
| オ 四〇 MHz を超え八〇 MHz 以下（令和元年総務省告示第百八号第一項に規定する周波数の電波を同時に使用する場合作に限る。） | 一・二五ミリワット以下 |

注 空中線電力は、1 MHz の帯域幅における平均電力とする。

- 六 施行規則第六条第四項第四号(7)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、空中線電力が二五〇ミリワット以下であることとし、一〇ミリワットを超えるものの場合は、等価等方輻射電力が四〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- 七 施行規則第六条第四項第二号(11)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、周波数及び空中線電力が次のいずれかのものであること。

|     |       |
|-----|-------|
| 周波数 | 空中線電力 |
|-----|-------|

|          |   |
|----------|---|
| 六〇・五 GHz | 〇・〇一ワット以下   |
| 七六・五 GHz | 〇・〇一ワット以下   |
| 七九・〇 GHz | 〇・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。 |

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第四百三十七号（電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件）の一部を次のように改正し、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>法第四条の二第一項の規定により同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 Bluetooth SIGが定める標準規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1までのいずれかのもの</p> | <p>法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、IEEE802.15.1</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>  |   |

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第七項の規定に基づき、同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を次のように定め、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

法第四条の二第二項の規定により法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 法第三章に定める技術基準
- 二 国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M.1450-5 に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの
  - 1 IEEE802.11b
  - 2 IEEE802.11a
  - 3 IEEE802.11g
  - 4 IEEE802.11n

5 IEEE802.11ac

6 IEEE802.11ad

7 IEEE802.11ax (Draft 1.0 から Draft 4.0 まで)

[※IEEE802.11ax Draft 5.0 が策定された場合、「7 IEEE802.11ax (Draft 1.0 から Draft 5.0 まで)」に改める。また、IEEE802.11ax が成立後、「7 IEEE802.11ax」に改める。]

三 Bluetooth SIG が定める標準規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1 から Version 5.1 までのいずれかのもの

四 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、IEEE802.15.4

五 一般社団法人電波産業会が定める標準規格のうち、ARIB STD-T107 又は ARIB STD-T108

六 LoRa Alliance が定める標準規格のうち、LoRaWAN AS923

七 Sigfox S.A. が定める標準規格のうち、Sigfox RC3

八 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告 G.9959 に定める技術基準

九 米国電気電子学会が定める標準規格のうち、IEEE802.15.4g

十 XGP フォーラムが定める標準規格のうち、A-GN6.00

十一 欧州電気通信標準化機構が定める標準規格のうち、ETSI TS 103 357 Lfour family

十二 欧州電気通信標準化機構が定める標準規格のうち、ETSI EN 302 264 又は ETSI EN 303 360